

国海運第31号

平成18年9月1日

社団法人 日本船主協会会長 殿
社団法人 日本外航客船協会会長 殿
社団法人 日本旅客船協会会長 殿
日本内航海運組合総連合会会長 殿
社団法人 大日本水産会会長 殿

国土交通省海事局運航労務課長

流木情報の通報の徹底について

船員法第14条の2においては、現在、航行安全に必要な情報を船舶等に提供することを目的として、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある漂流物等に遭遇したときは海上保安機関等に通報することを船長に義務づけておりますが、当該通報の対象に流木が含まれるかどうかについては、これまで明確にされてこなかったところです。

このような中、平成18年4月には、鹿児島湾入口海域において水中翼型超高速船が流木と衝突し、多数の乗員・乗客が負傷するという重大事故が発生したほか、同年7月から8月にかけては、長崎県等の沖合海域において大量の流木が漂流し、航行の安全確保に支障が生じる事案が発生したところです。

このため、今後、相当程度の大きさの流木又は大量の流木に遭遇したときは、自らの船舶が当該流木を流出させた場合を含め、速やかに船員法第14条の2に基づく通報が徹底されるようお願いいたします。

特に、水中翼型超高速船については、一本の流木によって上記重大事故が引き起こされたことを踏まえ、その航路付近の海域（別添参照）においてはより確実な通報がなされるようお願いいたします。

（参考）平成18年4月に発生した水中翼型超高速船の事故においては、海上保安庁による鑑定の結果、直径1メートル程度、長さ1.3メートル以上の流木と推定される物体との衝突が原因であることが判明したところです。

■ 水中翼型超高速船の就航状況

計8事業者により23隻が就航（H18.9.1現在）

